

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に ご協力をお願いします

【新型コロナウイルス感染症発生後の流れ】

発生届（医療機関）

医師は、新型コロナウイルス感染症の診断後、患者本人へ告知し、直ちに保健福祉センターへ発生届を提出します。



患者調査
（保健福祉センター）

保健福祉センターは、診断された患者に聞き取り調査を行い、感染させる可能性のある期間（発症2日前以降）に接触があった方（接触者）について情報収集します。（感染症法第15条に基づく）



接触者調査
（健康管理者）

情報収集の結果、患者が集団に属していることが判明した場合、集団の代表者様には、次の要領で調査のご協力をお願いします。

集団の中で、感染可能期間（発症2日前以降）に患者との「**接触があった方の把握及び情報収集**」と、「**接触があった方**」については、一定期間、「**健康状態の確認**」が必要です。（感染症法第15条に基づく）
対应手順と注意点は以下のとおりですので、感染拡大防止のためご協力いただきますよう、よろしくをお願いします。

① 接触があった方の把握(リストアップ)(参考:接触者リスト)

患者の症状が出現した2日前から（感染可能期間）直近の接触日まで接触があった方を把握してください。



次の方を把握してください

・手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、マスクなどの感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった方

※保健福祉センターと相談して決めますので、換気等の環境や接触の状況等個々の状況を確認してください

※外出時の訪問先や同伴者などで上記に該当する方がいなかったかも、併せて確認してください



② 接触があった方の情報収集(参考:接触者リスト)

①で対象となる方が特定できたら、以下の事項を確認し、保健福祉センターにご報告ください。

確認事項・氏名、年齢、性別・症状の有無・基礎疾患の有無・居住地・連絡先・接触状況

《情報収集における注意点》

＊発熱等で欠席・欠勤されている方の接触状況や体調も確認してください。

＊対象者には「個人用リーフレット②」を渡して留意事項をお伝えください。

＊対象者には、お住まいの保健所（保健福祉センター）から検査の日時調整等の連絡が入ることをお伝えください。

③ 健康状態の確認

①で対象となった方について、患者との最終接触日の翌日から**14日間**、健康状態を確認します。

《注意点》

＊有症状者が出た場合、保健福祉センターへの連絡をお願いします。保健福祉センターが開庁時間外の場合は、大阪市新型コロナ受診相談センター（TEL06-6647-0641）へ連絡をお願いします。

【新型コロナウイルス感染症における施設の消毒方法】

感染経路

主に飛沫（ひまつ）感染と接触感染があります。

(1) 飛沫感染

感染した人の咳やくしゃみのしぶき（飛沫）に含まれるウイルスを口や鼻から吸い込むことにより感染

(2) 接触感染

感染した人が、ウイルスの付着した手で触ったドアノブ、手すり、スイッチ等を触ることにより、非感染者にもウイルスが付着し、その手で目・鼻・口を触ることで感染

1 消毒作業者の安全について

- (1) 窓やドアを開放し、換気扇を作動させるなど、室内換気を十分に行ってください。
- (2) 使い捨てマスク、手袋を使用してください。眼鏡等もあれば望ましいです。



2 消毒液の作り方

消毒用エタノール又は次亜塩素酸ナトリウムを使用してください。

- (1) 消毒用エタノール 70～80%（市販のまま）
- (2) 次亜塩素酸ナトリウム（市販ハイター5%）
 - トイレの消毒 0.1%（ペットボトル 500 mlにキャップ 2 杯+水で薄める）
 - その他拭取り消毒 0.05%（ペットボトル 500 mlにキャップ 1 杯+水で薄める）

3 手指がよく触れる部分（清拭部分）の一例

ドアノブ、取っ手、照明のスイッチ、テーブル、椅子、パソコンのキーボード、コピー機等のボタン、家電のリモコン、電話機、水道の蛇口、冷蔵庫や給湯室（休憩室のポット）の扉・スイッチ、便器のふた、便座など。共有部分であれば、手すり、エレベーターやオートロックのボタンなど

4 消毒方法

- (1) 使い捨てのペーパータオル等に、2（1）又は（2）を十分にしみこませて拭き、自然乾燥してください。
- (2) 次亜塩素酸ナトリウムを使用する場合、金属部分を消毒する際は、サビ防止のため、必ず消毒後に水拭きをしてください。
- (3) 消毒後のペーパータオル、手袋、マスクなどは速やかにビニール袋に入れ密封し廃棄してください。

【災害発生時の対応】

健康観察期間中に災害が発生した場合に備え、次の点を対象者へお伝えください。

- 可能な限り、避難所以外（安全が確保できる自宅、親戚や知人宅、宿泊施設など）に避難をお願いします。
- それができない場合は、お住まいの地域の避難所には行かず、区指定の避難所をご確認の上、そちらに避難してください。

大阪市各区保健福祉センター

専用電話 ☎ : 各区番号 4ケタ△△△△ - 9968

月～金曜日の9時～17時30分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）

北区	6313	都島区	6882	福島区	6464	此花区	6466
中央区	6267	西区	6532	港区	6576	大正区	4394
天王寺区	6774	浪速区	6647	西淀川区	6478	淀川区	6308
東淀川区	4809	東成区	6977	生野区	6715	旭区	6957
城東区	6930	鶴見区	6915	阿倍野区	6622	住之江区	6682
住吉区	6694	東住吉区	4399	平野区	4302	西成区	6659